

年税第 75 号
平成 30 年 2 月 19 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 今村 定臣

厚生労働省「臨時福祉給付金（経済対策分）」に係る
ポスター・チラシの撤去のお願い

今般、平成 29 年 10 月 25 日付都道府県医師会担当理事宛通知文「厚生労働省『臨時福祉給付金（経済対策分）』に係るポスター・チラシの撤去のお願い」（年税第 50 号）で、貴会会員の先生方の診療所等の待合室へ設置等いただいた「臨時福祉給付金（経済対策）」のポスター・チラシにつきまして撤去の協力をお願いしておりましたが、厚生労働省より、別添の通り、当該支給事業が今年度末で終了し来年度には同様の給付金の実施がないことから、来年度も支給されるのではないかと誤認を防止するため、改めて撤去の協力依頼がありました。

つきましては、「臨時福祉給付金（経済対策）」のポスター・チラシにつきまして、撤去していただきますよう、改めて貴会会員への周知方お願い申し上げます。

[添付資料]

- 臨時給付金（経済対策分）の終了に伴う御礼とお願い（日本医師会宛添書、厚生労働省社会援護局総務課・簡素な給付措置支給業務室）
- 厚生労働省「厚生労働省からのお願い」

平成30年2月14日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

臨時福祉給付金（経済対策分）の終了に伴う御礼とお願い

「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」の広報につきましては、平成26年度の事業開始以降、多大なるご理解及びご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ポスター・チラシの設置にご協力をいただきましたおかげで、この度の経済対策分につきましても、全国2,000万人を超える対象者への支給をもって終了いたしました。

これらポスター・チラシにつきましては、昨年10月に撤去のお願いをさせていただいているところですが、当該支給事業が今年度末で終了し、来年度には同様の給付金の実施がないことから、国民の皆様がまた支給されるのではないかと誤認を防止する観点から、この度、あらためてポスター・チラシ撤去のお願いをさせていただくこととなりました。

今回、チラシ形式の周知文書を作成しましたので、お手数ではございますが、貴会会員の皆様へ御周知いただきますよう、何卒よろしくお願いたします。

（担当者連絡先）

厚生労働省社会・援護局総務課

簡素な給付措置支給業務室 井樋（いび）、磯貝

電話 03-5253-1111 内線 2128 2129

厚生労働省からお願い

このポスターやチラシがありましたら、
お手数ですが撤去をお願いいたします。

○臨時福祉給付金のポスター・チラシ設置への**ご協力、
誠にありがとうございました。**

○おかげさまで、**給付金の支給は、全国の市町村で終了
いたしました。**

○これらのポスター・チラシをご覧になった方が、新たな給
付金が始まったと誤認されるおそれがあるため、お手元にご
ざいましたら、**撤去いただきますようお願いいたします。**

○お手数をおかけしますが、よろしく**お願いいたします。**

確認じゃ! 給付金。

臨時福祉給付金 (経済対策分)
1人につき1万5千円

支給対象者
平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
支給対象者の方

申請書を確認じゃ!

平成26年4月に実施した
消費税増税引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。

給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
申請先は、昨年(平成28年)1月1日
時点でお住まいの市町村です。
市町村ごとに申請受付期間が異なります。

厚生労働省
0570-037-192

「臨時福祉給付金」を扱う
「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺にご注意ください。

【赤色のカクニンジャ】

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。

**確認じゃ!
高齢者向け給付金。**

高齢者向け給付金
(年金生活者等受給額増給給付金)
1人につき3万円

支給対象者
平成27年度高齢者給付金の
支給対象者のうち、
平成28年度中に65歳以上になる方

給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
申請先は、昨年(平成27年)1月1日
時点でお住まいの市町村です。
市町村ごとに申請受付期間が
異なります。

厚生労働省
0570-037-192

「高齢者向け給付金」を扱う
「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺にご注意ください。

【緑色のカクニンジャ】

確認じゃ! 2つの給付金。

平成28年度
臨時福祉給付金
1人につき3万円

支給対象者
平成28年度分の住民税が非課税の方
(国庫補助金等交付金(臨時福祉給付金)の
支給対象者の方)

障害・遺族年金
受給者向け給付金
(年金生活者等受給額増給給付金)
1人につき3万円

支給対象者
平成28年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、障害基礎年金や
障害厚生年金を受給している方
(国庫補助金等交付金(臨時福祉給付金)の
支給対象者の方)

両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。
給付金を受け取るためには、申請が必要です。
申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村です。
市町村ごとに申請受付期間が異なります。

厚生労働省
0570-037-192

「臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」を扱う
「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺にご注意ください。

【青・桃色のカクニンジャ】

【お問合せ先】
厚生労働省 簡素な給付措置支給業務室
井樋 (いひ)、磯貝
代表電話 03-5253-1111 内線 2128、2129